

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 補助事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、当該補助金交付に係る補助事業（以下「事業」という。）を行うに当たっては、広島市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 補助事業者は、事業に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この事業が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 補助事業者は、事業に従事している者に対し、事業に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この事業が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4 補助事業者は、事業を行うために個人情報を収集するときは、事業の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 補助事業者は、事業に関して知り得た個人情報を事業の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 補助事業者は、事業に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(資料等の返還等)

第7 補助事業者は、事業を行うために広島市から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等をこの事業の終了後又は解除後、直ちに広島市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、広島市が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告等)

第8 補助事業者は、広島市民間放課後児童クラブ補助金交付要綱に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、速やかに広島市に報告し、広島市の指示に従うものとする。この事業が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、実施団体は、広島市から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。